

広島市告示第269号  
令和6年5月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 安佐北ショッピングセンター
  - (2) 所在地 広島市安佐北区亀山九丁目213番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
  - 株式会社フジ  
代表取締役 山口 普  
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
  - 株式会社ナフコ  
代表取締役 石田 卓巳  
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 3 変更事項  
別紙のとおり。
- 4 変更年月日  
別紙のとおり。
- 5 届出年月日  
令和6年4月26日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部区政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

### (1) 縦覧期間

令和6年5月9日から令和6年9月9日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

### (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

### (1) 提出期限 令和6年9月9日

### (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(別紙)

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	代表取締役 平尾 健一
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	代表取締役 石田 卓巳
有限会社木村生花店	三次市十日市中一丁目1番10号	代表取締役 原田 勝通

(変更後)

名称	住所	代表者氏名	変更の年月日	変更の理由
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	統合のため
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	代表取締役 石田 卓巳	変更なし	
有限会社木村生花店	三次市十日市中一丁目1番10号	代表取締役 原田 勝通	変更なし	